

第11回定時代議員総会

— 青税の灯

鹿児島に燃える—

会長に石亀邦俊君を選任



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11

連盟本部 第1シルバールビル5F501号
電話 03(354)4.1.6.2

発行人 石亀邦俊
編集人 徳重寛之
広報部長



全国青年税理士連盟第十一回定時代議員総会は、七月二十一日、二十二日、二十三日の三日間に亘り南の国鹿児島市の城山観光ホテルに於いて、全国三百五十名余りの参加を得て盛大に挙行された。

二十一日は、前夜祭が催され、旅の疲れを南国の夜の中にいやした。明けて二十二日、分科会によるシンポジウムで活発な討論が行なわれた。引き続きシンポジウム総括報告がなされ、午後二時三十分より代議員総会が開催された。

来賓に国会議員等をはじめ、業界の代表、地元鹿児島県の知事、市長等多数を迎えた。

議事も活発な質疑応答の中で全議案とも原案通り可決された。特に大阪合同青年税理士連盟より、天下り税理士問題につき報告があり、全青税は今後ともこの問題に積極的に取り組んでいく方針が決定され、別掲の特別決議が全員一致をもって採択された。ついで役員改選に移り、石亀邦俊君以下新役員が誕生し、さらに青税の一層の前進を誓った。

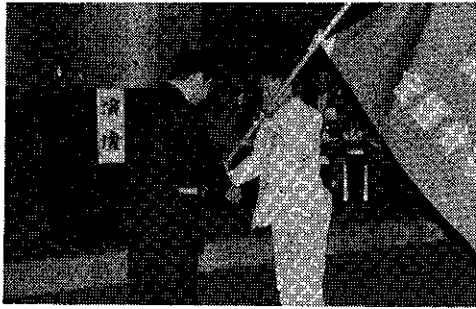
その後懇親会に移り、夜のふけるのを忘れて、全国の仲間が友情を深め合った。

二十三日は、観光ツアー、ゴルフツアーが開催され、次期の開催地仙台での再会を誓い、三日間の大会の幕をとじた。

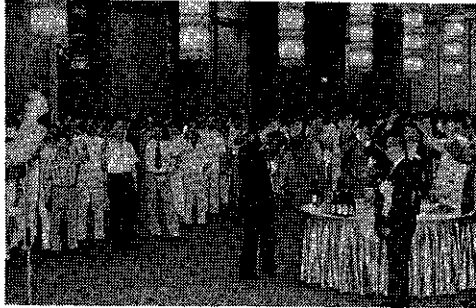


大 会 風 景

全青税旗鹿兒島から仙台へ



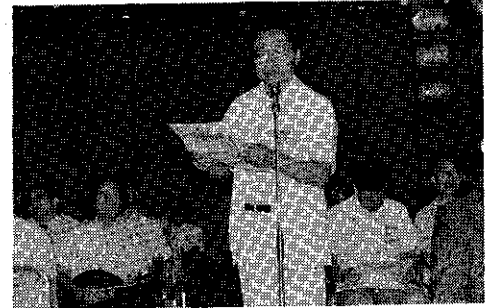
桜島に負けぬ青税エネルギー



多数の来賓



—新役員—
税理士制度の発展を荷負い



天下り税理士問題を訴える



—新旧会長—
ご苦労様・まかせたぞ

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第一回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

- 1 国民のための税理士制度の確立をめざし、「基本要綱」にそった税理士法改正を實現するため、改正運動の先頭にたつて行動しよう
- 2 国民生活と中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税の導入を阻止しよう。
- 3 中小企業の切捨てにつながり、税理士の職域を侵害する会社法改正に断固反対しよう。

以上の目的を達成するためわれわれ全国青年税理士連盟はさらに活発な日常活動を行ない組織を拡大強化しよう。

昭和五三年七月二二日

全国青年税理士連盟
鹿 児 島 大 会

特別宣言

全国青年税理士連盟は、第一回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

- 1 権力を背景にした国税職員の不当天下りを断固阻止しよう。
- 2 国民に多大の被害と不信を与えている現在の税務行政の姿勢をただすよう強く国税当局に要求しよう。
- 3 国税当局の不当な権力行使を排撃するよう国民各層に訴えよう。
- 4 不当な天下りの根源ともいふべき税理士特別試験制度の廃止を強く訴えよう。

以上の目的を達成するためわれわれ全国青年税理士連盟は、広く国民各層及び税理士に強く訴えよう。

昭和五三年七月二二日

全国青年税理士連盟
鹿 児 島 大 会

制度発展のため 会員の団結を

——会長就任のあいさつ——



会 長
石 亀 邦 俊

先般七月二十二日の第十一回定時代議員総会(鹿児島大会)において計らずも第12代目の会長という大役を引き受けることになり、その責任の重さを痛感している次第であります。ご承知のように、全青税も年々大きくなり、会の内外において高く評価され、大きな影響力を持っております。従って今後先輩諸兄の築き上げてきた青税の伝統を生かしながら、青年らしく真摯な態度で行動(活動)をしていきたいと考えております。

新執行部の取組むべき諸問題

近年の税理士業界を取り巻く環境は一段と厳しくなり悪化の一途を辿り、税理士制度が根底から大きく変わろうとしています。そこで我々新執行部は、先般の総会で承認いただいた事業計画等によって、具体的な事業計画を立案企画し、本格的な活動に入って行く所存であります。

中でも特に重要な問題はなんといたっても税理士法改正問題であります。

法改正は「基本要綱」にそって我々の基本方針は「国民のための税理士制度」の確立をめざしている「基本要綱」に沿った法改正の実現をめざしております。ところが、日税連は税理士業界の意思統一である唯一の「証」である「基本要綱」を無視あるいは修正しようとしております。それを端的に表わしているものの一例として、「基本要綱」の策定の際、保留、欠落している項目である組織団体、一般試験制度の検討、税理士法人制度、税務相談を受けて審査した場合の書面添付、使用人に対する監督義務等が、次から次へと、山本会長名にて各委員会に付託され、実質的な審議に入っているということになります。

政府案は三十九年法案の煮し返し日税連は議員提案によらず政府提案による法改正を行なおうとしており、政府提案であれば、当然「基本要綱」に沿った改正から大きく離れ、税理士会の反対により廃案になった「三十九年政府案」が再び検討されることは明白であります。なぜなら政府の姿勢は当時の考え方から一歩も前進していないからである。又我々業界の代表である日税連山本会長は、政府の考えを代弁することなく、「自民党税制議員懇話会」(53・5・26)の席上で三十九年の政府案を廃案にしたことを悔いてならないという意味のあいさつを堂々と行なっております。

その後、自民党税理士問題小委員会の小淵恵三委員長は、関信会の定期総会(53・6・26)の席上、「政府の考え方としては、三八年の税調のベースで作業をしたい」というのが当局の考え方ではないかと私は見受けております。…」と述べている。このように三十九年政府案に近いものが再び浮上するというのが、十分に予想されます。あの当時の政府案がなぜ廃案になったかをもう一度振り返って見ようではありませんか。

「天下り税理士問題」に注目！
次に税理士制度と大きな係り合

いをもつ「天下り税理士問題」は先般の総会でも大きく取り上げられた問題であるが、要するにこの問題は新聞等で報道されているように、国税当局が退職する幹部職員に對し、顧問税理士として企業に斡旋していたことによりこの問題が大きく取り上げられ、しかも退職後一年にもならないのに、その年の所得が一千万円から数千万円以上の高額の所得をあげている人が多数いるということによって大きな社会問題となり、国会でも取り上げられた。にもかかわらず、国税当局者は反省の色を見せず、今後も継続して「斡旋」を行なうと言っている。これは単なる国税当局と企業との癒着というだけの問題だけでなく、これらの国税職員に特別税理士試験制度によって資格を与え、国民全体の奉仕者である公務員の義務を定めた憲法の精神を踏みにじるといふ国家公務員法一〇三条、税理士法四十二条にも違反するものです。この問題をそのまま放置するならば、課税公平の原則がゆがめられ国民の納税意識を著しく低下させることにもなりかねません。全青税として

アンケート調査、あるいは日税連、各単位税理士会等に要望を行ない、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

税理士制度の根底をゆるがす一般消費税導入に反対しよう
近年、クロージアアップされている一般消費税は、E.C型付加価値税の前段階階級控除方式とは異なり、仕入控除方式という課税方式が、税調の答申の中で明らかになりました。この仕入控除方式によると、消費税というよりも、売上から仕入を控除したものに課税するという仕組みから考えると、企業課税的(直接税的)要素の強いものになると思われまます。いずれにしても国民生活および中小企業あるいは税理士業界に大きな影響を与えることは明らかであります。我々は広い視野からこの問題をとらえ、積極的に反対運動を行なっていくと考えるております。

より良い制度は我々の手で
その他にも諸問題があります。これらの諸問題をより良い制度に確立するために、そして、より良い税理士制度を勝ちとるために、会員一人一人が青税魂を発揮し、団結していかなければなりません。絶大なるご協力をお願いします。

絶大なるご協力をお願いします。

山本日税連会長の重大な責任

— すみやかな法改正国民運動の展開を —

税理士法改正対策本部長 小林 繁 夫

これまでの一年間、会員各位には格別のご理解とご協力を頂きお蔭様で会務を全うすることができましたことに厚くお礼を申し上げます。また、役員各位のご協力に對し感謝申し上げます。

目下、全青税は、昭和四十二年の連盟結成以来の重大な問題、税理士法改正問題の最も重要な時期にさしかかっており、今後一年間改正対策本部で頑張ることになりました。重ねて各位のご支援をお願い申し上げます。

はじめに

山本日税連会長の極く最近の発言によれば、「(会員が)大きなガケから突き落ちることがあると気の毒だから」今のうちから、法改正の至難・困難の実態を知らしめねばならないという。また、大阪合同西浦副会長は、「(会員の)過大な期待をなくすことが大事だ」という。これからの表現は、「基本要綱」はともして実現不可能なので、各単位税理士会の会長は、会員に對してその現実を知らしめよとの趣旨であるらしい。しかし、これらの一部執行部は、日税連の如

何なる機関決定に基づいた法改正運動を進めているのであろうか。会員が、山本執行部に期待し、委託しているのは、唯一の機関決定である「税理士法改正に関する基本要綱」の実現でありそれ以外ではない。従って、前記の山本会長らの発言は、会員に對する忠実義務違反であり、裏切り行為と言わねばならない。以下に法改正の現状及び問題点を指摘する。

「基本要綱」の「基本的な考え方」

「基本要綱」が長い年月と膨大な費用をかけてわが業界が到達した唯一のものであることは言うまでもない。当時の起草委員織本秀美氏(前日税連副会長)の文章を引用すれば、「基本的な考え方」は、「税理士制度発足以来業界が引き続いて主張して来た考え方と税理士制度調査会の答申ないし一次試案、二次試案を通じて流れてきた考え方を統合整理して論理的に一貫したものであり」と述べている。さらに、「自由主義の基調堅持の上に、民主的な手続によって支持された税理士業界の大道であることが述べられており、われわれ

れば、このことを強く認識しなければならぬ。

山本会長「基本要綱」実現き公約

山本義雄日税連会長が、日税連会長に再度立候補したときの所見(昭和52年7月8日)によれば、「特に私共が多年の宿願である税理士法の改正については、今日、法改正実現の見通しを得るに至りましたが……」と法改正の実績を誇示している。

しかも、同時に、「税理士法の改正については、真に自由職業人としての制度を確立するため、税理士の使命、自主権の確立、特試制度の廃止等々、基本要綱の理念と方向を踏み誤ることなく……法改正の実現に全力を投入します。」と法改正のよりどころを基本要綱に求めて、多面的に展開することを前提にして、会員に会長再選支持を呼びかけたのである。山本会長は、再選されるための公約として、基本要綱に基づく実現を約束したのである。会員が誰を日税連会長として選ぶかという最も重要な時期に、山本会長はじ

め現執行部は、公器の機関紙を通じて、会員の最も期待する基本要綱に基づく法改正の実現を訴え、これと引換えに再選支持を取りつけたものであり、この公約実現は山本会長の至上命題なはずである。山本会長の体質と「基本要綱」

前記公約にも拘らず、山本会長と一部幹部の体質は、「ここで基本要綱の即時完全実施にこだわって教条的観念論を振り廻すにおいては、満天下に信を失い、税理士法は失速し、墮落し、再び日の目を見ないことを恐れる。」とそもそも今回の法改正に關し、「基本要綱」などその存在すら認めていないのである。

つまり、「基本要綱」は、山本日税連会長再選のための手段に過ぎなかつたと言わねばならない。これは、去る5月26日の自民党議員による税制議員懇話会の発会式における山本会長の挨拶で、業界があげて反対した39年政府案の賛成論者であつたことから証明されるのである。

このような立場から当然のことながら、基本要綱は現実ばなれした理想論であり、実現は不可能であるとの一連の巧妙な宣伝を全国的にくりひろげ、会員を裏切り、会員にあきらめを強ひ、自分自身

の目指す法改正の具体的内容を一切明らかにしていない。国会筋に對する働きかけも極く一部に限られているせいであろう。自民党をはじめ各党の先生に、基本要綱に基づいて我々の正しい要望を理解して貰うに至っていない。会員に對しても、全く同様である。この点に關する「税理士界」(第七三三号・53年6月10日付)に掲載された大阪合同伊藤俊春氏の意見を引用させて貰う。「……その後当局から山本会長に伝えられた当局見解を知るにつけ、いったい基本要綱とは何であつたかをもう一度振り返つてみた時、わたしは思わず愕然としたのである。」「それはいったいなぞか。」「いうまでもなく、基本要綱は間違はなく、日本税理士会の統一された意志にもとづいて作成されたものであり、多年の先輩たちの苦惱の滲み出たものであることを知つたからに他ならない。……」と述べている。「日税連幹部の方々は、……そうした信念に裏打ちされた折衝である限り、いつまで経つても当局からはね返ってくる言葉が「会の内部の統一」であり、今回の六つの見解のようにはならなかつたのではないかと思うのである。」と日税連山本執行部の基本

姿勢に対して強い疑問が投げられている。全くそのとおりであり、不幸なことではあるが、基本要綱による法改正の運動はまさにこれからののである。

根拠のないアカ攻撃

国会議員に広く配布されている政府筋の法改正の資料によれば、日税連の改正要望案では、「中正面立場」を削り、「納税者の権利を擁護する」こととするとなつてゐるが「改正難」であるといふ。その理由として「納税者の権利擁護」を唱える税理士グループは、アカがつかつてゐる、といふのが本場の理由」となつてゐる。

この論法でいけば「基本要綱」を決定した昭和47年4月に至るまでの日税連の理事会はアカつまり四万多名近い会員が組織する各単位税理士会を以て構成する日税連がアカということに帰着する極めて悪質な中傷と言わねばならない。

税理士が、「納税者の権利擁護」を以て使命とすべきことの正当性については、既に昭和26年の税理士法立法の段階において、さらに昭和39年の改正案の審議の過程において繰返し議論され、政府側の答弁において明らかにされてゐるところであつて、前記の如き政府筋の指摘は、これからの国会

無視につながる重大問題である。

政府見解が示される

日税連の報道

一、「税理士界」第六九〇号（51年8月10日付）は次のように報じてゐる「ひととおり終つたところで政府側の見解が示され、引続き協議が重ねられることであろう」と政府見解の出ることを示唆してゐる。

二、「税理士界」第七〇〇号（52年1月10日付）によれば、四元専務は「……両者の意見交換は昨年中に大半を終え、定期会合は……本年三月頃をもつて一旦終了することとなる。」と慎重な検討を終えた後、政府案が日税連会長に示されるであろう、それが改正要綱案の形をとるか、改正案の形をとるか、現段階では未知数だ。」と政府案が示されることを示唆してゐる。

三、「税理士界」第七一〇号（52年6月10日付）によれば、日税連は、政府側に五段階の意見表明を提言してゐる。これに対しては、「……諒承されてゐるので近くこのような形で政府との折衝の深度が進むものと確認される。」と五段階に及ぶ政府側の意見が示されることを示唆してゐる。

四、「税理士界」第七一一号（52年6月25日付）によれば「日税連幹部が五月三十一日、国税庁……懇談の税理士法改正は俄かにゴールが見えてきた感じとなつた」……「さて、大蔵省主税局と国税庁は……一年三カ月の事務レベル定期的会合の交渉経過を踏まえ、税理士法改正の腹案を固めた模様である。」とここに至つて、税理士法改正は射程距離に入ったところか、まさしく指呼の間に迫つたといえる。」と報じてゐる。

五、「税理士界」第七二二号（53年1月10日付）によれば四元専務は「政府側から日税連に対し、改正案の腹案のようなものが示される日も遠くないのではなからうか。」と述べ政府案近しと示唆してゐる。

示された政府側の見解

一、前記の一連の政府案近しとの報道に対し昭和52年12月27日における日税連幹部と国税当局との懇談会における政府側の発言は非常に重要である。① 国会日程には、業界の意思統一、② 具体的・実体的問題、③ 日税連建議方式、④ 基本要綱達成への当座的ワン・ステップと考える必要ない。などが主な内容となつてゐる。

二、昭和53年1月26日、山本日税連会長が、日税連正副会長へ提出した「報告」の内容。

提出した「報告」の内容。

- (1) 不可避な問題点
 - ① 使命の改定は至難
 - ② 通知制度の廃止は困難
 - ③ 特試制度の廃止は至難
 - ④ 自主権の確立は至難
 - ⑤ 臨臨等の廃止は困難
 - ⑥ 客観的・具体的内容
- (2) 基本要綱にない、「一般試験制度」、「税理士の組織団体の問題」、「小企業納税者対策」等を補充する。
- 三、つまり、税理士法改正案の国会日程のための前提条件とか、建議方式とか、税制調査会との係わりとか、国会日程の目標を昭和五十三年度通常国会とするや、内容を具体的なものに限定することそして基本要綱達成への当座的ワン・ステップと考へないことなどの大すじを先ず示し、続いて、第二弾において、税理士会の要望の柱について、至難・困難としてすべてをしりぞけた。そのみか、正規の機関としては要望してゐない事項を補充するという念の入つたものである。

会員の意見を封ずる山本会長

山本日税連会長は、去る3月23日の日税連正副会長会に対し「税理士会役員任期の伸長について」提案した。当然のことながら結局は、役員選挙という民主的ルールを無視した日税連執行部の延命策であることが見破られ、支持を得られず保留となつた。

この提案は、削除こそされたが「法律の成立に伴い、一部税理士会から新税理士会が分離独立する可能性も予見される……」というような、機関として殆んど審議されていない内容を含んでおり、山本会長の機関無視は危険ラインを大きく超えてゐる。

のである。

われわれは、約二年間にわたり、日税連の報道する一方的な巧妙な宣伝によって、幻想に酔わされてきたのである。大きな幻想の前に至難・困難の政府見解は、ややもすれば存在がかすんでしまひそうだが、その後約八か月を経た今日においても、この現実はいくらも変わらなかつた。その間の日税連の一連の行動は、会員に対する単なるゼスチュアールに過ぎないものであつたと思われ。

山本日税連会長は、去る3月23日の日税連正副会長会に対し「税理士会役員任期の伸長について」提案した。当然のことながら結局は、役員選挙という民主的ルールを無視した日税連執行部の延命策であることが見破られ、支持を得られず保留となつた。

この提案は、削除こそされたが「法律の成立に伴い、一部税理士会から新税理士会が分離独立する可能性も予見される……」というような、機関として殆んど審議されていない内容を含んでおり、山本会長の機関無視は危険ラインを大きく超えてゐる。

さらに、去る5月2日の日税連正副会長会に「正副会長会申し合

わせ事項(案)が提案された。内容は、法改正に関する日税連理事会の承認後は、役員選挙等において反対意見を述べてはいけないこと、そして国会運動等には、日税連の指示に従うことを求めたものであり、明らかに前記任期延長論にかわるものである。しかし、本提案も出席者の支持を得られず審議されないこととなった。

いずれも、法改正に関する会員の声を封鎖することを意図したものであり、法改正が、真に会員のためのものでない本質を表わしており、さらには、「国民のための税理士制度」確立のための、国会の立法権をも封鎖することにつながる重大事といわねばならない。

山本会長の独断専行
山本会長は、「付託」とか「理論補強」とかの形で、思いつきの法改正作業を進めているが、これらに関する判断は、殆んど正規の正副会長等に諮られずに、会長の独断で行われており、極めて危険な方向である。

とくに、一般試験制度の手直し税理士会の分割を目指す組織問題、小企業納税者対策の本法組入れを優先して審議していることは機関決定を無視したものであり、将来における税理士制度との重要

な係りから、拙速は絶対に避けねばならない。
日税連会務制度委員会(中村村司委員長)が、組織問題に関する6月1日付答申において、「……復教会の設立を認めることは税理士会の自治権を向上させることにもなり、素案の方向については原則として賛成である。」と述べているが、かんじんな自主権が至難で、監督権が強化されようとして、危険な時期における結論としては早計な判断と考える。

日税連の決算内容に疑問
山本執行部は、去る7月28日の第22回定期総会に、昭和52年度の決算の承認を求めた。

本連盟はこの内容に疑問を感じ日税連に対し、決算に関する帳簿類閲覧の申入れを行った。日税連専好専務のあいまいな理由による不許可の回答では納得出来ず、現在監事会に対して同様の申入れを行っている。専好専務の言によれば西ドイツ税制調査団費用一、〇五〇万円について、参加六名の旅費が約四八〇万だが、その他については言えないというのである。ヨーロッパで豪遊した費用ではないかなどの情報も寄せられているが、本連盟は過去三回にわたり、ヨーロッパに視察団を派遣してい

るが、納得できないものである。その他にも、山本会長再選のための旅費の負担とか、法改正に関する多額な飲食費用や政治献金等に関する疑問も多いのである。
政治献金のための借入れ決議
われわれは、現在の山本執行部の法改正運動に関し、内容的にも手続的にも、強い不満と疑問を禁ずることは出来ない。

ところが、会員に対し、法改正に関する具体的内容が全く示されず、税政連の機能が全く働いておらず、青申会総連合、日本商工会議所、全国商工会連合会、公認会計士協会等の批判に明確に応えることもしないにも拘らず衆議院解散に備えて、政治献金のための資金として、日税連が、市中の銀行から三億以内の借入れをする準備を進め、理事会決議の段取りを進めているという、しかも、会員一人当りの特別会費一百万円の徴収を前提にしている。

われわれは、政治献金のための借入が、会則に照し、またその他の法令に照し、抵触する疑いも濃く、若し拙速にして強行されるならば、山本執行部の重大な責任は免れないと判断する。
連辺議員の発言
最近の北海道、北陸税理士会等

における同議員の法改正問題に関する講演内容が報じられているが極めて重要である。
「中正な立場」を削って「納税者の権利を擁護する」ことの見通し難、「臨問問題」の見通し難、

「今回の税理士法の改正要綱というものを、そっくりそのままやれといわれても……到底見込みのない話だ……」とか、その他自主権、特試、組織、税務書類の問題について言及されている。

しかし「納税者の権利擁護」については、かつての39年国会審議において、最も強力な主張を大きな声で小気味よく展開していた渡辺先生であり、すんなりと結びつきにくいのである。極めて重要な発言であり真意の確認を急がねばならない。

天下り税理士問題の根源は特試サンケイ新聞の「主張」は次のように述べている。
「国税庁の側にも『人事行政上必要』といったいふんはあるようだが、税を徴収する側が、徴収される側に人を送りこむことは『ゆ着』を思わせていかにもまづい」

「部下を使って退職後の顧問先を開拓させるなどは、言語道断である。地位利用、職務乱用を戒め、職務専念義務を定めた国家公務員

法に明らかに抵触している。」
以上の主張からも明らかな通り国税幹部出身の税理士に対する顧問先の斡旋は、長年にわたり、全国的に、組織的に行われてきたことは、新聞、テレビ、週刊紙は勿論、衆参両院の委員会でも取上げられてきているにも拘らず、日税連は、本件に関して、会員が納得する取組みを全くしていない。

本連盟は、速かに、大蔵省主税局長及び国税庁長官に対し申入書を提出し、この問題の諸悪の根源は、特試制度にあるとの判断から特試の即時完全廃止を強力に訴えている。今後根気強く取組んでいくことを確認している。

むすび
われわれは税理士会の歴史における現在の立場を認識し、先輩からの貴重な伝統を守り、後に続く税理士のために、勇気をもって根気強く、連盟結成以来の最も重大な税理士法の改正運動において、納税者の権利擁護を使命とする税理士制度の確立に努めねばならない。その責任と義務がある。

これまでの日税連山本執行部依存の方向を直ちに改め、山本執行部の基本姿勢をただし、一大国民運動を展開させ、最後の最後まで目的達成を目指し頑張ろう。

存の方向を直ちに改め、山本執行部の基本姿勢をただし、一大国民運動を展開させ、最後の最後まで目的達成を目指し頑張ろう。

主張

全国青年税理士連盟第十一回全国大会(定時代議員総会)は、去る七月二一日〜二三日鹿児島市において、全国から結集した三百余名の青年税理士の燃る情熱のなかで盛大に挙行された。

「基本要綱」実現のため
さらに強力な運動を!

総会は、論ずるまでもなく全青税過去一年の諸活動を総括し、かつ真摯な討議を踏まえて、新事業年度の展望を開く場である。

今総会では、特に「税理士法改正問題」に関する総括についてより厳しく、参加者全員の徹底的な討論が行なわれた。日税連の姑息な策動に抗した全青税この一年の法改正運動は、総会における徹底した総括を経て、より強固な理論武装と全国の青年税理士の連帯をさらに形成することができた。

すなわち、税理士法改正運動に対応する全青税の活動の基本的指針は、去る三月四日東京都において開催された「基本要綱実現全国大会」の席上、採択された五項目の決議文——

をばむあらゆる妥協を絶対に阻止する。
(一) われわれは、「自主権の確立」の放棄を絶対に阻止する。
(二) われわれは、「代理権の確立」の後退を絶対に阻止する。
(三) われわれは、不公平な「特別試験」を絶対に廃止させ、「試験免除の導入」も絶対に阻止する。
(四) われわれは、青色申告会、農協等諸団体の「税理士業務」の法制化を絶対に阻止する。——の再確

認をもって、更に強固な意志統一がなされた。
そして総会は、日税連失政の責任転化である「山本会長感状六項目(基本要綱の重要な柱はいずれも至難・困難)」を厳しく糾し、日税連一部幹部の欺瞞性を鮮明に割り出した。

全国の青年税理士よ 今こそ立ち上がるろう!

全青税は、青年税理士の絶え間ない実践活動で、日税連の逆流する法改正運動を克服し、大きく乗り越えていく力強い情況の第一歩を踏み出したといえよう。

情宣活動の継続を!

全青税は、鹿児島大会で執行部が交代し、石亀新会長のものと新執行部が誕生した。しかし、全青税にとって、この重要な法改正運動の時期に、一時の空間も許されない。全青税は、税理士会三万会員を愚弄し、「基本要綱」の修正や抹殺を謀っている日税連一部欺瞞幹部を徹底的に糾弾し、彼等の本質を常に明らかにしていかなければならない。

喚起をねらっている。
全青税は、この欺瞞に満ちた報道の背景を的確にとらえ、擬制の中にかくされた意図、矛盾を割り出し、真実の情報提供を迅速に行なっていくことが必要である。「税理士会の良心」であるという自覚のもとに、さらに攻撃的知性溢れる報道やキャンペーンを新執行部に期待する。
「国民のための税理士法」改正めざして!

全青税前小林執行部は、法改正の情況を先駆的にとらえ常時会の内外に対し、法改正のキャンペーン活動を行ってきた。キャンペーンには、全青税の長時間かけた議論が凝縮されている。継続的な情宣活動は、全青税自らを理論武装させ、全国に実在する会員の連帯の絆を強固にさせる有効の方策である。

今日、法改正運動がより深化するに従い、法改正における日税連の「基本要綱」無視の姿勢は、益々鮮明になった。現在日税連一部幹部は、口先一つで自からの失政を正当化し、後退する法改正を隠蔽するため、全国行脚を行なっている。全国行脚のなかで日税連一部幹部は、自からの責任を回避する姑息な手段として、全青税に対するデマや中傷を行なっている。しかし、全青税は、幾たびか悩みそして迷いつつも、一貫して

「基本要綱」に添った法改正を主張し、かつ今日の法改正の歴史的意義を把え返し、常に法改正運動を主体的に担ってきた。

法改正運動における全青税の主張は、日税連のデマ、中傷とはうらはらに、除々に国会・政党筋の理解を得られるに至っている。
全青税は、これからの法改正運動のなかで、「国民のための税理士制度」の確立のために、国民各層の理解を得、国民と共に歩む運動を大きく展開していくことが急務である。

たとえば、倫理感のマヒした国税当局の定年対策として報道された国税職員員の「天下り問題」や国民生活を圧迫する一般消費税問題等、全青税が主体的運動の中核として、国民各層に早急に訴えるべき問題は、目前に数多く山積みみされている。
全青税は、「基本要綱」に添った法改正の実現をめざし、全存在をかけ、国民各層の理解を勝ちとり、断固とした国会活動の先頭に立たなければならぬ。
敗北や孤立を恐れず、全力をあげて原則的な闘いを組織することが、われわれの「基本要綱」実現への唯一最低の必須条件である。

税制調査会

小倉会長に要望書を提出

——一般消費税導入反対を訴える——

去る八月二十五日、午後一時四十分、大蔵省に小倉武一税制調査会会長を訪ね、一般消費税の導入問題について面談した。

当日は、小倉会長との面談の間がきわめて短く、十分に論議をつくせなかつたが、当連盟は、国民の納税における諸権利を擁護する立場から、不公平税制である一般消費税の導入については反対の立場を強く訴え、「一般消費税に関する要望書」を提出した。(詳細は下記に掲載)

当日は、全国青税連より、石亀会長、坂本副会長、板橋総務部長、稲葉法対策部長、徳重広報部長、粕谷総務部理事、湖東法対策部理事が出席した。

一般消費税は、財政の危機を開する目玉として、政府は導入は不可欠としているが、現行の不公平税制の是正をせず、逆進性、申告納税制度の崩壊を招く一般消費税の導入に、当連盟としては今後共、ねばり強く、導入反対の運動を続けていかなければならない。



昭和五三年八月二五日
全国青年税理士連盟
会長 石亀邦俊

一般消費税に関する要望書

今般、貴税制調査会におかれましては、昨年一〇月に貴税制調査会が答申した「考えられる一般消費税」の構想を基に、その具体案を答申されることと承まわっております。

本連盟は既に、一般消費税導入に対して要望書を提出させていただいておりますが、その具体案策定に際し、重ねて、下記のとおり要望いたします。

記

貴税制調査会におかれましては別記意見書の趣旨を御理解の上一般消費税の導入を不可とする旨の答申を御明示いただきたいと存じます。

〔意見書〕

一、一般消費税は不公平税制である。

現代においては、所得に対する累進税率を基礎とした直接税中心の税体系こそが、もっとも公平、かつ適切な税制のあり方であると

考えます。しかるに、貴税制調査会が検討されている一般消費税はこのあるべき税制を根底からくつがえすだけでなく、現代の税制に求められる重要な機能である「富の再分配」を阻害するという、大きな問題を内包しております。

すなわち、一般消費税は「所得」ではなく「消費」に対する課税であり、「逆進性」及び「大衆課税」という側面を有することから、国民の大多数にとつては、不公平税制とならざるを得ないと考えます

二、一般消費税は中小零細事業者に苛酷な負担を強い税制である
現在の不況あるいは、中小零細業者が置かれた経済状況を考えると、次の段階への転嫁を予定しているはずの一般消費税において、果して、この本来の機能を、中小零細業者が行使できるかどうか疑問であります。すなわち、経済及び流通過程における弱者である中小零細業者が、売上先からは一般消費税分の値引を求められ、仕入先からは税金分の上乗せを求められることが予想され、これらの業者にとつては、一般消費税が「企業課税」となるといふ危惧を抱かざるを得ません。さらに、記帳その他の事務を適確に行ない、前段階の一般消費税額と自己の負担す

べき税額を、正しく把握できるかどうかとも疑問であります。すなわち、この税負担の転嫁と記帳事務を適確に行なえる大企業と、これが困難な中小零細業者との格差を、より一層拡大する非「中立的」な税制となることも考えられます。三、一般消費税は、物価上昇をはじめ国民の広範な階層の負担を、大きく増加させる。

EC諸国は、従来、売上税等の税制が施行されており、単に、これを統合する目的で付加価値税を導入したにもかかわらず、物価の上昇は著しいものがあり、最近の韓国でもこれは同様であります。

このことは、売上税等の実績もなく、物価上昇傾向の強いわが国の経済過程に、一般消費税が導入された場合には、より一層物価の上昇を促し、ひいては国民に一般消費税以上の大きな負担を強いることになることが予想されます。さらに、この「負担」は消費需要の減退をまねき、不況の一層の長期化という最悪の事態を引きおこしかねません。

四、一般消費税は、国民の広範な部分を税務当局の強い監視のもとに置く税制である。

一般消費税は間接税であり、国税犯則取締法が適用されることと

思われますが、このことは、全国同税の納税義務者の大半が、不断に、同法の「犯則嫌疑者」として、税務当局の監視と処罰の対象となることを意味します。

すなわち、戦後の民主主義の発展と共に定着してきた、さまざまな納税者の権利が、大きく後退するのみならず、税務行政の民主的で円滑な遂行にも支障をきたし、ひいては、国民の間により一層、税務行政に対する不信と不安の念をつのらせ、「納税」そのものの意味をも疑わしめることにもつながると考えます。

五、一般消費税は、財政危機の安易な「解決策」にほかならない。国の財政運営にあたっては、財政資金の調達に、国民に一定の負担あるいは受認を求め、これを前提とせざるを得ない以上、国民の理解と支持が不可欠の前提であります。すなわち、国民生活の安定と向上、国民経済の正しい発展のため、財政の収入については租税その他の「財源」の機能と目的に

応じ、支出については適切でより効率ある運用を考え、総合的に長期の展望を国民に示すことが必要であります。そして、この計画のなかで、財政制度において重要な位置を占める「租税」に、どのよ

うな地位と役割を持たせるかを考えるべきであります。この場合の前提として、現行の累進税率を基礎とした直接税中心の体系を、より発展させるべきであると考えます。しかるに、貴税制調査会が検討されている一般消費税は、前述のごとく、国民生活の安定と向上を阻害し、国民に、現在より一層不公平な負担を強いる税制であります。さらに、財政あるいは税制の改革の前提となる、長期的総合的な展望を欠くのみならず、現行の不公平税制を何ら改めることなく、いわば「とり易いところ」に

税の負担増を求め、国民の大きな犠牲により財政危機を打開しようとする安易な方策にほかならないと考えます。また、財政危機を生み出した多くの要因が、何ら改められない以上、一般消費税導入がこの危機を解消するとの保証も期しがたいといわざるを得ません。単に、諸外国の税制の模倣により、わが国の税制のみならず、今後の日本の経済と国民生活にもきわめて大きな影響を与える、「新税」の導入を押しすすめることは、果して適切であるかどうか疑問であります。わが国の条件のもとで、わが国にとってもっとも適切で、かつ、国民の理解と支持を

得られる税制を検討することが本来とるべき道であると考え次第であります。

六、このように、国民の大きな犠牲により財政危機を打開しようとする

べき道であると考え次第であります。

得られる税制を検討することが本来とるべき道であると考え次第であります。

得られる税制を検討することが本来とるべき道であると考え次第であります。

得られる税制を検討することが本来とるべき道であると考え次第であります。

岐阜青年税理士連盟結成さる！

——会長に羽田野晴雄君を選出——

岐阜青年税理士連盟の創立総会は、七月十五日(土)午後四時岐阜グランドホテルにおいて、ご来賓として、全国青年税理士連盟会長小林繁夫先生、名古屋青年税理士連盟会長佐野裕先生、前名古屋青年税理士連盟会長大西孝之先生、名古屋青年税理士連盟副会長立石澄雄先生、名古屋税理士会副会長岩田敏一先生、名古屋税理士会岐阜北支部支部長二宮正之先生、名古屋税理士会岐阜南支部支部長深江耕三郎先生をお迎えして開催した。

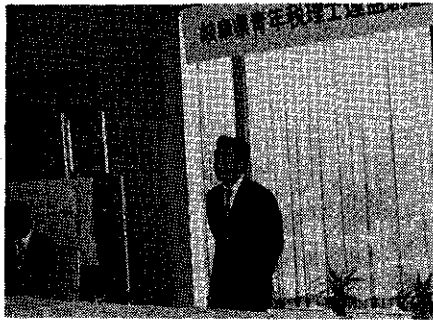
高井法博君の開会の挨拶に続き、片桐耕造君の設立趣旨および経過説明が行なわれ、議長に位田守也君が選出され、議事に入る。

水野雄二君の説明による規約案が承認され、役員には、会長に羽田野晴雄君、副会長に片桐耕造君並びに水野雄二君、の二名が選出

される。

会長の就任の挨拶があり、来賓の方々の祝辞を受けたのち、高井直樹君の閉会の辞をもって午後六時終了した。

尚、創立総会の司会は落合高興君によっておこなわれ、創立総会の前には大西孝之先生の記念講演が行なわれた。



する一般消費税の導入に対して、本連盟は、国民の納税における諸権利を擁護する立場から、反対意見を表明せざるをえません。

新 部 長 あ い さ つ



英知と情熱を結集し

青税の真価を発揮する時

総務部長 板橋 則雄

今や、税理士業界を取りまく環境は、税理士法改正問題を始め、一般消費税の導入、小企業納税者対策の問題等、まさに維新前夜のような緊迫した状況になって来て居ります。

このような重要な時期に総務部長の重任を仰せつかった訳であります。果して無事に務まるかどうか不安であります。会員の皆様の御協力を得て、精一杯頑張るつもりですので向う一年、よろしくお願い致します。

本年度は何と云っても税理士法改正が最大の問題ですが、現状では我々の望む方向には程遠い状態です。また、一般消費税も税調の答申が出され、国民各層に議論を呼んでいる情勢であり、導入も必至の様子であります。天下り税理士問題も何としても廃止させるよう強力な運動を展開

する必要があります。何故なら、違憲訴訟裁判にも重大な影響を及ぼすことになるからであります。このような時において、全青税の使命は誠に大なるものがあり、



会務運営の円滑化のため

会費の早期納入を!

経理部長 小林 孝治

今般、まったく未経験のところ突然の任命に、とまどっているところ。とにかく、矢は弦をはなれてしまっている現在、如何ともしようがなく、軽薄にも、引き受けてしまったことを後悔している昨今です。

何ごとも財政基盤をかためるとは、重要なことであることは言

今こそ総力を結集すべき時です。全国の会員の皆さん! 組織を拡大し、意識ある仲間を作り、希望ある税理士制度の確立のために前進しようではありませんか。そして鹿児島大会で燃やした情熱を消すことなく、この一年大いに行動し、来年の仙台大会に、晴れやかに、喜び勇んで集い合おうではありませんか。以上重ねてよろしく御支援、御協力をお願い致します。

うをまたない。全国青税連といえども、**「武士は喰わねど、高揚子」**てな具合にはいかない。そのためにも、経理部は要の一つであります。ところが、決して主役ではない、影の役をつとめなければなりません。種々の活動について絶えず資金がついて廻っていることは自明なことですが、目に見えないものは、なかなか理解されないも

のなのです。この資金は、全て各会員の会費でまかなわれており、これが全ての活動の源泉として機能しているのであります。

先般の代議員総会にて、会費の値上げにつきまして、心良く御賛成いただきまして有難、たく御礼申し上げます。その結果、予算規模も老研七百萬余円と大きくなり、



法改正を国民的世論に

研究部長 峠 宏

この度、研究部長を、お引受けすることになりました。今年「税理士法改正」にとつて重大な時期であり正に**「正念場」**を迎えております。このような時期に研究部長の大役を迎えつかったことに対してその責任の重さをひしひしと感じております。

幸い副部長、部員の皆様にはいずれも優秀な諸先生であり、大へん心強く思っております。

さて、研究活動につきましては全国各単位会においてそれぞれ実施されておりますが、先輩諸先生方のご努力により毎年充実した内容となっております。

今年、「税理士法改正問題」

この予算の有効な執行については勿論留意いたしますが、これらの会費の納入につきましては、前回の意のあるところを、充分お汲みとりいただきまして、個人会員並びに各単位会経理担当者におきましては、早期に会費納入をお願い申し上げます。

という重大な時期を迎え、改正運動も国民世論に訴える運動へと拡大する方向に進んでおるようでございます。

そこで研究活動も税理士内部より国民一般の問題として広く国民世論を盛上げる方向になると思われます。

全青税の研究活動は毎年のシンポジウムと総会におけるシンポジウムとの年二回の発表が行われておりますが、今後の活動につきましては研究部各位の皆様のご意見を拝聴しながら決定してまいりたいと思っております。

皆様方のご指導ご協力の程よろしくお願い申し上げます。



仙台大大会を 成功させよう

厚生部長 三浦 二郎

全青税一年間の活動の集約の場ともいべき大会が来年仙台で開催されます。

厚生部の最大行事である仙台大大会での各種親睦行事、観光ツアー等を会員各位の英気を養うにふさわしいものとすべく努力致す所存であります。

何卒会員皆様の御協力の程宜しくお願い申し上げます。

では大会の成功を祈念しつつ開催地仙台を案内させて頂きます。



重点的な活動を

目標に

組織部長 林 伸三郎

ここ数年に単位青税加入が続々と続き、現在全国で過日加入が決定した岐阜青税を含め十三単位の団体加入と、個人会員の加入合

わせると二二〇〇余名を有している。過去十数年来の加入勧奨に努力して来られた実績を引き継ぎ、

本年度はその過去の努力の成果を形として、即ち単位青税の組織化の目標地域を定め重点的に展開して行きたい。

幸い前任者の池田(大阪)、立石(名古屋)両氏は豊富な経験と実績を持っておられ、その要領を

アユ釣りが出来るのが自慢で、川辺には二〇〇種をこえる野鳥が遊び、青葉城跡と共に仙台人の心のふるさととなっております。

独眼竜政宗は、戦国の世の荒波を乗り切り、満六八才で死去するまで、『氣宇壮大琵琶の気性に富む傑物』といわれ、波乱万丈の生涯をおくりましたが、政宗の一世一代の壮筆は何といっても、遠くローマへ家臣の支倉常長を使節として派遣したことだろうと思えます

多事多難の折、全青税大会が仙台で開催されますことは誠に意義深いことと思えます。

新たな雄飛を目指す、仙台大大会を成功させる為、会員多数の御参加を御願ひ申し上げます。

具体的に且つ詳細に伝授賜る予定です。

先ず個人加入会員の組織(単位会)作りの具体的な方策の検討と未組織地域に対するアプローチの方法について時間を充分かけ討議し、目標地域の設定と組織拡大についての重点施策の確定をした。言うまでもなく組織の強化は青税活動の『原動力』につながる。制度上の問題を解決していく為にはこの強力な『原動力』が要求される。「税理士界の良心」として



一般消費税の 導入阻止を

法対策部長 稲葉 恭治

現在、税理士を取り巻く問題はいくつもある。中でも税理士法改正問題、一般消費税問題、小企業問題、会社法問題はいずれも重要かつ難問題といえる。

税理士法改正問題については、「税理士法改正対策本部」が設置されているので、法対策部としては緊急問題である一般消費税問題を中心にやっていたい。

新聞の報道によれば「税制調査会は八月八日に総会を開き、免税点、税収の使途など新税の仕組みについて審議を行い、主な検討事項について問題点の指摘は出つくしたとして、今後、技術的問題をさらにつめるため税調の中に特別部会を作り、九月十二日の総会で一般消費税の素案づくりを完了させる方針である。」と報じている。又、日税連執行部は、税理士法改

内外から期待される全青税活動として、又理論と実践の行動団体としての全青税のチーム作りは組織の強化拡大にある事を組織部一丸

正推進との関連で急拠一般消費税創設やむなしとの見解を示し始めた。法対策部としては、これらの動きに合わせて、早急に、充分な内容の検討、租税制度、税理士制度、財政制度への影響及び税理士法改正運動との関連を検討し、広く国民各層並びに税理士に、一般消費税の問題点をPRし導入阻止運動を行なっていきたい。

小企業対策については、日税連執行部は税理士法改正の中に取込み方向で進めているが、これに反対し、真の小企業対策の方途を探究していきたい。又、商法問題については、改正動向を注視するとともに、中小企業の切り捨てにつながる、税理士の職域を侵害する会社法改正の阻止に向けて、研究していきたい。

となり、本年一年間をその責に当る所存です。会員皆様の御協力をお願い致します。

〔第一分科会〕

「税理士法改正問題」

について語ろう

時 宏 (名古屋)

「全青税の主張」

全青税の主張は、税理士法改正は「基本要綱」に基づいて行わなければならないということであり全税理士の総意であります。

そこで、我々税理士が税理士法改正を推進して行く場合、「基本要綱」に基づいて行わなければならない。これを逸脱した法改正は認められません。ところが日税連執行部は「基本要綱」に基づく法改正を至難、困難であるとしております。そして「基本要綱」に基づく法改正を会員にあきらめさす方向に進んでおります。

そこで、我々全青税は3月4日東京で「基本要綱実現全国大会」を開催致しました。そして、業界の意志統一の証である「基本要綱」に添った税理士法改正の実現を決議致しました。

そして、3月9日、全青税会長から日税連会長に「税理士法改正に関する要望書」を提出致しました。その内容は、53年1月26日のいわゆる「山本会長感觸メモ」並び

に「研究資料」の批判であります。そして、民主的運営による

「基本要綱」に添った法改正運動を行うよう強く要望致しました。「基本要綱」の作成の経過につき

ましては、昭和40年6月1日の参議院本会議において、税理士法改正案が廃案となり、昭和47年7月に「税理士法改正に関する基本要綱」が公表されるまで、長い年月と費用を費やし、何度も検討、審議をくり返しました。

こうして会員の総意を反映させて、正式な機関、手続により決定されたものであります。したがって「基本要綱」は重みをもっております。これと違う方向への修正逸脱は許されないのであります。

「日税連執行部の動き」
日税連「山本」執行部はその誕生において、即ち、皆様方すでにご承知の通り、昭和50年6月と同年7月に大税会役員選挙並びに日税連会長選挙が行われました。そこではいずれも国税当局よりの干渉がありました。

日税連執行部の法改正作業における手続上の問題点につきまして、

1、「研究資料」と称する「税理士法改正たたき台」なるものは密室の産物であり、正規の機関にかけていない非公式の文書であります。

2、「基本要綱」は、全税理士の総意であり、わずか3回の政治折衝、又密室の審議で8年間の行為を否定することは背信行為であります。

3、日税連は「基本要綱」に添った法改正を進めるべきであり、もし「基本要綱」と違った改正案が出て来たときは「基本要綱」の成立と同じ手続を踏まなければならない。

「天下り税理士問題」

6月28日、毎日新聞に天下り税理士問題が大きく報道されました。以後、各新聞により約2週間にわたりこの問題について報道されました。又ラジオ・テレビでも取り上げられました。

(1) マスコミのとりえ方につきましては、天下り税理士問題を単に税理士の問題としてではなくて国民にとって重大問題であるとの観点から取りあげられております。(2) 当局の姿勢としましては、国

税庁長官、国税局長の発言によれば、

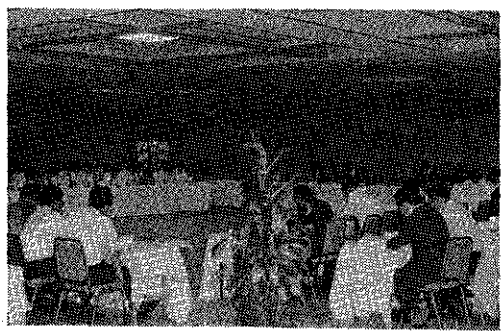
○天下り問題は大阪のみならず全国でもやっている。

○退職者の生活保障のためにやっている。

○国税局は従来通り退職する職員に顧問先の斡旋を続けていく。

○このことでありまして、何ら反省がみられません。

(3) 青税としては、その根源は税務職員に対する資格付与の特典、即ち、特別試験制度にあるとして法改正を国民にアピールして行くことが必要であると思われれます。大阪合同青税では「税務行政をただす決起大会」を開催し大いに成



果がありました。「法改正運動の各単位青税よりの報告」

大阪合同青税では7月11日に、「税務行政をただす緊急総決起大会」を開催しました。当日は青税

30名の参加者があり、テレビ、ラジオ、新聞に大きく報道されました。そして、街頭においてピラを配布しデモ行進を行いました。天下り問題が非倫理的でありかつ違法であることを広く一般大衆に理解してもらうことにより、税理士法改正における基本柱の一つである特別試験廃止に結びつけたこと大いに意義があると思えます。

名古屋青税では2月18日「税理士法改正推進決起大会」を開催し4月より「改正地区移動本部」を設置致しました。地区移動本部の設置により、広く青税会員に発言と情報提供の場を与え、7月までの4ヶ月間で延べ1,000名近くの動員があったことは会員の盛上りに

おいて大いに成果がありました。又、代議士の陣中見舞により「基本要綱」に対する理解と青税の決意がわかってもらえたことは、今後の国会対策において非常にプラスとなりました。

東京青税では1月26日のいわゆる「研究資料」については「基本要

綱」とかけはなれたものであり、検討に値しないとして、執行部として棚上げの方針である。「あなたと税理士のふれあい」というパンフレットを作成した。これは税理士の仕事が変わりやすく説明されており顧問先のPRに非常に役立つものであります。日税連正副会長会の傍聴等の情報提供を行ってきたし、今後も情報を提供してゆきたい。

「今後の法改正運動のあり方」

大阪合同青税では7月11日に、「天下り税理士問題」で国民大衆に訴える運動を展開したが、これを契機に全国的な規模で国民運動を進めてはどうか。との意見があり又東京青税では秋に緊急国民大会を開催予定である。との発言がありました。このように「天下り税理士問題」を契機として、国民のための税理士制度の確立を計るには、法改正について税理士会内部よりさらに外に向けて国民大衆に理解を求め国民世論の盛り上げを期待すべきであり、そのためには国民運動の展開が今後の法改正運動の方向として大きな課題となると思われます。(論文作成者) 清本勝敏、大森英彦、亀田誠二、井上悦治(以上大阪合同青税) 田中育雄、峠宏(以上名古屋青税)

(第二分科会)

「一般消費税」について語る

江成 健一 (神奈川)

開放経済で国民所得を考えると消費、投資、輸出に分類出来る。

一般消費税は分類中投資については、投資財税額控除、輸出については、輸出戻税制度があるため消費に課税するところからこのような名称で総称される。

消費を税源として把える理由として消費という「効用」に対して課税するといわれている。法人における交際費に課税するということが、それなりに課税理由も理解出来るが、消費一般に課税するということになる。問題が種々派生する。問題点を以下に列挙してみたいと思います。

その一、大衆課税(逆進性が強い) 国民の消費性は、一般的に、低所得者程、高いということは、経済学上、よく知られている事実です。食料品等を一部非課税にしても、従来納税者でなかった低所得者の全てが、税負担者ということになる。

その二、選択性のない税 個別間接税は、税負担者となりたくなければ、部分的消費の抑制

により、可能となる。

これに対して、一般消費税は、消費一般に無差別に、課税が行なわれる。個別間接税は、所得税の補完性をもつという点も一般消費税とは異なる点である。

その三、税源として妥当でない 所得課税は、果実に対する課税であると考えられるが、消費に対する課税は、個人においても法人においても、再生産費に課税することになり税源としても妥当ではない。

その四、富の再分配機能を失う 所得の如く一般的に留保された果実に課税するのを、消費という流出されたものに課税するので、は、租税機能の一つである富の再分配機能を無機能化させる。

フランスでは、五%の家族が、フランスの富の五〇%を所有しているが、これは、長く間接税課税が租税制度の主流を占めてきたこととの当然の結果である。

その五、課税の公平を欠く租税 所得という留保されたものに、租税力をみる応能原則を満す租税

制度こそ課税の公平を維持する租税制度といえるのであって、消費流出したものは租税力は、充分とは考えられない。

その六、景気調整機能を弱める 所得に対する課税は、好景気時には、増収し景気を抑制し、不況時には、その逆となる為、景気調整機能をもつが、消費課税は、インフレを助長する。インフレ抑制の為、非課税措置を一部物品にしても、当該物品の製造原価を構成する費用が、一般消費税込みであるから製造原価は上昇し、インフレは抑制されない。当然人件費にも波及する。

その七、マクロとミクロの租税効果の違い 財源として、数兆円収入があれば、所得課税でも、消費課税でも政府においては、財源の確保が出来たことになる。これに対して



納税者個々の立場で考えると、前者と後者とは、租税効果は、大きく異なることになる。立法に際しては、この点に充分な配慮をしてもらいたい。

その八、EC諸国、韓国との相違 EC諸国及び韓国においては既に種々の間接税が導入されていたものに對す整理、合理化の為の一般消費税の導入であるのに対して我国への導入は、直接税主導型の租税制度の大変革となる。

日本型付加価値税の特徴

一、課税標準

個別対応方式ではなく、期間対応方式をとる。我国独特の方式である。この方式により所得税及び法人税申告時の決算書より、課税標準を把握する。

二、申告納付

右記一の方式をとることに関連し、法人税、所得税の申告納付と同時にこなえるという考えを採用している。

三、企業課税的性格

一の方式の採用により、仕入として認識されないもの、即ち経費処理されたいものは、前段階控除が行なえない為企業課税ということになる。

会場での主な質問及び提案

一、財政欠陥なのにどうして反対するのか。右記問題点の指摘により解答に替えられると思う。

二、一般消費税の導入は、大勢であるから、一般消費税の研究をした方がよいのではないか。一般消費税の導入は、決定された訳ではないし、職業専門家としての社会的責任からも、上記問題点の理解により一般消費税の導入には、反対すべきである。

三、一般消費税の導入とコンピュータ問題

日本型付加価値税は、期間対応方式をとる為一般消費税即コンピュータ化ということにはならないと思う。

四、全青税はこの問題について充分なる研究をしているので、今後は、積極的に行動すべきだと思ふが。

今後は、税理士会内外に対する行動を行なうべきである、理事会等で検討したいと思います。

五、一般消費税と税理士制度

直接税主導型の租税制度であつてこそ、我々の社会的地位の向上と、国民から、大きな期待を寄せられるのであつて、一般消費税の導入は、むしろ将来、業務縮小になるだろう。

〔第三分科会〕

「これからの税理士事務所」

板橋 則雄 (東京)

再び論議呼び起こした提言

昨年横浜大会において提言した五項目のうち、法人化の問題、報酬制度等について、必ずしも提言の趣旨にそつているとは言えないものの日税連始めその他の団体で研究、論議され出して来ている。

そういつたことで、昨年の提言は、従来からの論議を再び呼び起したと言えるのではないかと思ひます。

今後益々活発に論議され、将来の制度化の方向へつながつて行けば……と思ふ次第です。

本年は二年目ということで、理論的な面は昨年の提言集に記載されている通りで、ほゞ尽くされて居り、どのように深め、具体化するか……ということでは何とかまとめて発表致しました。

シンポジウム当日はレジメに従つて発表した訳ですが、以下簡単に各項目毎に当日の意見、質問等を中心に紹介させて頂きます。

一、事務所の法人化について

討され始めているが、青税とは多少趣旨が異なっているのではある。

○天下り税理士等が集まつて巨大法人を作る可能性があるので問題がある。……

○右に対抗するために、尚更法人化が必要ではないか。

○顧問先数、収入等に余り差がなく、更に考え方が同じでないという運営がうまくいかないのでは……

○アメリカの職業会計人の実態、法人化の実情はどうか。

○困難な問題がいろいろあるが、個人事務所よりはメリットがあるということ、更に研究して行くことになった。

今回具体的なものという事で税理士法人制度の概要を作成したが、更に検討することとしたい。

尚各地の実情を聞いたところ、会計業務を法人にしている会員が

大分あり、今後も徐々に増加して行くこととなる。又、施設の共同利用から始まつて、パートナーシップ制度、通常の税理士法人制度、更には他の職業専門家即ち、弁護士、弁理士、経営コンサルタント等との合同化、法人化も進み、形態も様々となつてくるであらう。

二、職業保険制度導入について

○提案者より、現在保険会社では案は或る程度出来ているが、国税当局の反対によつて実現が難しいとの説明があつた。

その理由は

①重加算税を保険事故の対象にする、罰則の意味がなくなる。

②税理士の責任の問題が顕在化され、地位の低下等につながる慮れがあるので問題がある。

③職務上の義務が明確に規定されていない。……の三点である。

○右のような反対論があるが、税理士が自由職業人として自主的に業務を行なつていくには責任が伴うのであり、安心して業務を営むためにはどうしても必要であり、反対理由以上にメリツトの方が大きい。

○にせ税理士の排除、又税理士の能力の判定等も出来る。

○(むすび) 積極的に導入されることが望ましい。強制加入が望ましいが、先ずは任意加入もやむを得ない。

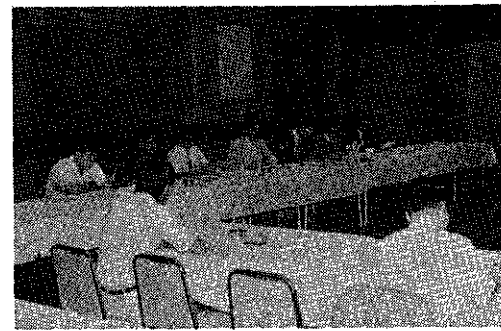
三、税理士報酬制度について

○最近日税連に報酬規定審議特別委員会が出来て検討を始めているが、最低報酬か、最高報酬かという問題が取りあげられて来ている。

○最低報酬が望ましい事は、言うまでもないが、独占禁止法との関係で問題がある。

○昨年の提言集に掲載した最低報酬規定案を、標準報酬規定案に改定した。

○取引基準による報酬を原則とし資本金基準等を加味して顧問料



を決定する、というように変更した。

○各地の会員も大体取引金額を中心に、報酬を定めているとの声が多かった。

○各単位税理士会の実情を調べてみると、大体現在の日税連の報酬規定の七割位を目途に標準報酬を定めているようであるので、青税標準報酬規定案も、これにならって七割を基準に作成した

○実際に青税会員にアンケート調査をして、根拠のある案を決めたかどうかと意見があったので、近いうちにアンケートに取りくんでみたい。

(むすび)
最低報酬をめざして更に研究をして行くこととした。

四、広告禁止について

○これからの開業は大変なので、新規開業者は広告を考えている
○名古屋の会員は、新聞の折込み広告(チラシ)で問題になった。

○東京の新規開業者は、近隣に無差別にあいさつ状を出した。

○品位保持等から個人の広告はしないで会としてやるべきである(むすび)

「あなたと税理士のふれあい」等に名前を入れて活用したり、各会員が創意工夫して業務案内等の

小冊子を作って配布する等、又会として積極的に広報活動すべきである、というようになった。

五、兼業禁止について

○最近、マスコミに、税理士が兼業がからんで事件となり、取上げられて、地位の低下を招いている。

○むしろ積極的に兼業して、社会に尽くし、地位向上出来るのである……

(むすび)
生活に密接に関係しているので

難しい面もあるが、将来は税理士業務だけで生活出来る、より良い税理士制度を作らなければならぬ、ということとなった。

外国の例等を参考に、とりあえず青税行動規範を作成してみた。

尚、将来は更に検討して、倫理規定、或いは職業準則のようなものを作ったかどうかと提案したい。

○今後も更に検討してよりよいものを作り上げて行きたいと思う次第であり、会員各位も共に、御検討をお願い致します。

(担当者)

石亀邦俊、福重利夫、粕谷幸男、山田勝章、板橋則雄、坂本英雄、谷萩順、木口勇三、小田倉正征

税務行政をただす緊急大会開催!

— 天下り 税理士問題 —

大阪合同青年税理士連盟

六月二八日の毎日新聞朝刊は、六段抜きの大見出しで報じた。

「不況に優雅な天下り」「顧問税理士押しつけ」、翌二九日、朝日新聞は第一面トップで「大阪国税局管内の職員、顧問税理士を予約、退職後月三百〜四百万円」と報じた。

世間を驚かすに充分なパンチ有る記事であったが、これがその後約二週間続いた天下り糾弾キャンペーンのスタートであった。連日朝日、毎日の二大新聞が、その取材陣を動員し、税務当局の権力濫用と、企業との癒着を白日のもとにさらした。

キャンペーン開始後数日で大青税に火がついた。「マスコミがこれほど努力しているのに、これを孤独の戦いに追いやってよいのか」「税理士の良心の声を国民にむかって高々とあげようではないか」との意見が一九となって盛りあがってきた。

八月四日緊急役員会、直前の連絡にもかかわらず三十人の出席を得、八月十一日に大会を執行する

ことが決議された。その内容は次の通りである。

一、税務行政をただす緊急大会を開催し、声明文を発表、同時に国税局長に要望書を手渡す。

二、アモ行進 天満橋↓淀屋橋

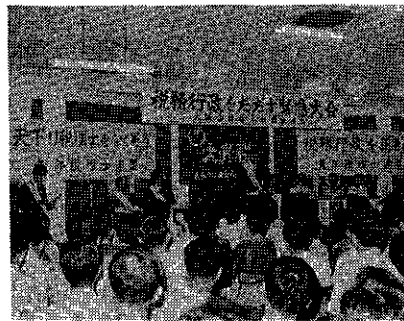
三、ピラまき 梅田、淀屋橋、難波の三大ターミナル十九ヶ所でピラ二万枚を市民に配布。

以上の計画に従ってただちに準備にかかる。

案内状、ピラ、声明文、要望書等の文案作成と印刷。

会場の手配と設営。

のほり、たすき、ハンドマイク



等の小道具の考案と発注。

デモ、ピラまきに関する警察との交渉と申請、マスコミへの協力依頼等々、一週間足らずの内に、未経験の、種々雑多な仕事が見事に処理されていった。大青税が日頃つちかかって来た組織力が花開いた一週間であった。

参加者三百名を越す

「入場者が三百三人となりました」司会者の声喜びにふるえる。二百人参加すれば大成功と考えていた執行部は、会員の天下り問題に対する怒りの強さをひしひしと受けとめた。大青税会員の約半数がこの会場に居る。テレビのライトをあびて、大森代表幹事のあいさつがはじまる。

マスコミ取材陣はテレビラジオ五社、新聞四社。

超満員の会場で力強い意見発表が続く、協賛団体の大阪専税協、税理士会をよくする会、特許意識訴訟をすすめる会の各代表、そして会場からも次々と国税当局の姿勢をただす意見が発表される。

国税局長面会を拒否!

代表六人が要望書を携え、国税局長に面会に行く。局長は「税理士の問題は税理士専門官が聞くことになっていく」と云って、局長への面会を阻む。私達は「この問題は税理士業界の問題ではなく、広く国民に影響を及ぼす税務行政の姿勢の問題であるから、税理士専門官との面会は筋がちがう」と主張したがガンとして聞かず、結局要望書は持ち帰り翌日国税局長宛郵送した。その間やり取りを聞いていた取材陣が怒り出し、大声で事務官とやり取りをはじめ、それをテレビのライトが煌々と映しだす。それを職員が制止すると云った具合で、局長室前の廊下はやじ馬も加えて一種の混乱状態であった。

デモ行進はさすが税理士と思わせるような紳士的かつ力強いものであった。炎天下、ネクタイをきちんとしめてのデモ行進は、他に類を見ないであろう。当日ぎりぎり間に合ったタスキをかけ、10本のブルーののほりをあげ、そして絶え間無いシュプレヒコール。
国税局は姿勢を正せ!
税務署は天下りをやめろ!
税務職員優遇の特別試験廃止!
 三大ターミナル十九ヶ所のピラまきは、約一時間で二万枚を消化



した。紙くずがちらかるのを恐れ清掃班も待機したが出番は無かった。ピラを受け取った人は皆熱心に読み、ポケットに入れて持ち帰った。激励の握手を求める人も多く、中には「資金カンパです」と云って一万円置いて行った市民も有った。

天下り根絶のため恩の長い運動を

大会は予想以上の盛況であった。この原因は何だろう。

先ず第一にマスコミの勇気有るキャンペーンである。古くから天下り問題は業界内でささやかれ、困った問題とされてきたが、長年この業界に首をつっこんでいると一般の常識からかけ離れた税理士業界の倫理に汚染され、あきらめに似た心理が蔓延していた。これ

を健全な一般の常識の立場から追求したのがマスコミであった。これなくして今回の大青税の行動は有り得なかつた。

次に世論の力強い支持が有った。大会の様子はテレビ、ラジオ新聞で逐一報道され、市民からのげきれいが相次いだ。警察当局も実に親身に相談に応じてくれ、デモ、ピラ配付等のスムーズな進行をたすけてくれた。

更に青税会員の盛り上りは見事であった。準備中の一週間は数十人の会員が仕事を投げ打って準備に専念した。

今回の行動は一般会員の九割となった盛り上りに支えられた画期的な行動であった。しかしこれは運動のスタートでもあった。その後大青税は天下り問題と特試験廃止を中心に、国会議員との懇談を続けていく。すでに二十人の議員と会い、更に懇談日程が目白押しである。八月中には四十人を越えることになるであろう。

更に消費者団体、婦人団体、サラリーマン、労組等との協議も予定されている。世論と、国会に働きかけ、基本要綱にそった税理士法の改正が実現することを目標として息の長い運動を続けなければならぬ。
 文責 亀田誠二

― 特試験違憲訴訟だより ―

天下り税理士問題を取り上げる

去る八月四日、特試験違憲訴訟の公判が東京地裁において行なわれた。

当日は原告側の意見陳述であり、原告代理人が特試験制度の創設から現在に至る経過を簡潔に説明し、当分の間という期間について法解釈上からも問題がある等陳述した。更に現在大阪を中心として関西で問題になっている天下り税理士の件について、朝日、毎日等の新聞記事を資料として提出し、事件の発端、経過、現状を要約して説明し、特試験制度が大きな影響を及ぼしていると説明した。

また、現在特試験合格者が一般試験合格者より多くなっている点や民主的税制を阻害する点、納税者の権利擁護等につき問題があると
■ 編集後記 ■
 新執行部による第一回目の会報をお届けいたします。
 諸般の事情により、発行が遅れましたことをお詫びいたします。
 今後は、広報部一同力を合わせて、期限内発行に努力いたしますが、そのためご多忙中、無理な原

の意見も陳述した。

ともかく、天下り税理士問題が発生しなければ結審というような雰囲気であったが、原告代理人の粘りと、最近のマスコミによる前記事件の発生で、もうしばらく続行される見通しとなったようである。また、証人申請も行なったのでどのような結果になるか……。

とにかく、税理士法改正にも影響を及ぼす本公判を強力に支援し注視して我々の望む法改正を実現すべく、益々の御協力をお願いする次第です。

当日の傍聴者は三十名弱でした。次回は十月十一日(水)午前十一時三十分より東京地裁二階にて行なわれますので、多数の傍聴をお願い致します。(板橋記)

稿をお願いすることもあるかと思いますが、よろしくご協力の程お願いいたします。

税理士法改正問題、天下り税理士問題、一般消費税問題等々、重要な問題が山積しております。青税の力を結集し、この難関を突破していきましょう。